

諮問番号：令和元年度諮問第40号  
答申番号：令和元年度答申第47号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成29年9月26日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人の知人である〇〇〇〇氏（以下「知人」という。）から審査請求人の銀行口座に振り込まれた金銭は、知人が審査請求人の母（以下「母」という。）から借りていた金銭を、審査請求人を通じて母に返金したものである。その旨は母に書面で書いてもらい、処分庁に届けている。

処分庁は、全く収入が無いのに資力がありながら保護を受けたなどと主張するが、事実無根であり、本件処分は不当である。

#### 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### （1）審査請求人に振り込まれた金銭について

平成26年8月28日から平成29年1月26日までの間に審査請求人に振り込まれた799,000円（以下「本件入金」という。）は、借主である知人からの、貸主である審査請求人に対する、平成23年2月12日付け金銭借用証書に基づく返済金であると認められる。

審査請求人は、母に借りて知人に貸したものであり、全額母に返金しているため、審査請求人の収入ではないと主張しているが、金銭借用証書に基づき借主から貸主に返済された金銭が貸主以外に帰属するとは認め難く、審査請求人の収入と認めざるを得ないとした処分庁の判断には、一定の合理性があるものと認められる。

#### (2) 収入認定について

処分庁は、貸金の原資は母のものと認められることから、母へ送金していると確認できる額は収入認定除外とするが、母への送金が確認できない本件入金については、審査請求人のその他臨時的収入として認定せざるを得ないと主張している。

確かに、審査請求人を通して分割で返金されている旨の母からの申立てはあるものの、本件入金について、母の口座へ振込により送金した事実を証するものではなく、平成27年3月以降、知人から入金された返済金を審査請求人名義の口座から出金した形跡すら存在しないことからすると、知人からの返済金全額を母へ返金したとする審査請求人の主張は、信憑性に欠くものと言わざるを得ない。

なお、仮に知人からの返済金全額を母へ送金している事実があったとしても、保護受給中の収入を、保護開始前の母からの借金の返済に充てることは本来認められないものである。

#### (3) まとめ

以上のとおり、知人からの返済金のうち、母への送金が確認できるものは例外的に収入認定除外とし、その残額を審査請求人の収入として認定した上で行った本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

#### (4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 第4 調査審議の経過

令和2年1月10日	諮問書の受領
令和2年1月14日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：1月28日 口頭意見陳述申立期限：1月28日
令和2年1月28日	第1回審議
令和2年2月27日	第2回審議
令和2年3月13日	審査請求人の主張書面（3月10日付け）の受領
令和2年3月23日	第3回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しており、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第63条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(2)のエの(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(中略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

### 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成23年3月8日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 平成29年3月22日、処分庁は審査請求人から資産申告書及び通帳の提出を受け、当該通帳により平成28年11月28日以降複数回知人からの振込金があることを確認した。

上記通帳によれば、以下のことが確認できる。

振込年月日	振込金額	振込人
平成28年11月28日	25,000円	知人
平成28年12月15日	8,000円	知人
平成28年12月27日	15,000円	知人

平成28年12月30日	5,000円	知人
平成29年1月26日	30,000円	知人

(3) 平成29年3月24日付けで処分庁は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇銀行〇〇支店に対して法第29条に基づく調査を行い、同月31日付けで同銀行は処分庁に審査請求人に係る取引推移一覧表を添付の上、回答を行った。

上記取引推移一覧表を基に処分庁が作成した資料等によれば、以下のとおり知人等から審査請求人に振込金があったことが確認できる。

また、同資料から、平成28年7月27日の審査請求人への振込金については、知人が自身の経営していた店の従業員である〇〇〇〇〇氏に振込を頼んだことが確認できる。

振込年月日	振込金額	振込人
平成25年10月22日	30,000円	知人
平成25年12月12日	20,000円	知人
平成26年5月20日	100,000円	知人
平成26年6月10日	51,000円	知人
平成26年7月8日	100,000円	知人
平成26年8月28日	101,000円	知人
平成26年11月5日	101,000円	知人
平成26年12月19日	101,000円	知人
平成27年3月12日	41,000円	知人
平成27年3月23日	21,000円	知人
平成27年3月26日	20,000円	知人
平成27年4月30日	20,000円	知人
平成27年6月1日	40,000円	知人
平成27年6月2日	10,000円	知人
平成27年6月10日	51,000円	知人
平成27年7月27日	50,000円	知人
平成27年8月27日	15,000円	知人
平成28年4月15日	30,000円	知人
平成28年5月10日	20,000円	知人
平成28年5月27日	10,000円	知人
平成28年5月30日	20,000円	知人
平成28年7月15日	40,000円	知人
平成28年7月27日	25,000円	〇〇〇〇〇
平成28年11月28日	25,000円	知人
平成28年12月15日	8,000円	知人
平成28年12月27日	15,000円	知人

平成28年12月30日	5,000円	知人
平成29年1月26日	30,000円	知人

- (4) 平成29年4月26日のケース記録票から、処分庁は審査請求人に対し、知人からの振込金について確認を行い、審査請求人から、①母が審査請求人名義でかけていた保険を解約し、知人に月々10万円ずつ返済してもらう約束で200万円を貸したこと、②貸した金銭は母のものであり、知人からの返済が滞るため、〇〇〇の母に代わって、毎月、審査請求人が知人に督促をして審査請求人の口座に振込により送金させていたこと、③知人が審査請求人に200万円を借りる旨を記載した書面はあるが、母と知人による借用証明書はないこと、④母には、送金、手渡し、審査請求人の〇を通じて金銭を渡していたことについて、説明を受けたことが確認できる。
- (5) 平成29年5月19日のケース記録票から、処分庁は知人から、①経営していた店の資金繰りが苦しいことを審査請求人に相談したところ、審査請求人が母から金銭を借りて貸してくれたこと、②知人と母とは面識がないため、審査請求人に対して金銭借用証書を書いたことについて、説明を受けたことが確認できる。
- (6) 平成29年5月30日付けで、処分庁が受理した、知人が審査請求人に宛てた金銭借用証書には、平成23年2月12日付けで200万円を借り受け、毎月12日に10万円を審査請求人に返金する旨が記載されている。また、平成29年5月30日付けで、処分庁が受理した母の手紙には、「私 〇〇〇〔母〕 娘〇〇〇〇〔審査請求人〕を通して〇〇〇〇さん〔知人〕に六年前200万円貸しました その後 娘〇〇〇〇〔審査請求人〕を通して分割で返金貰っています」と記載されている。また、当該手紙には母の押印及び氏名が手書きされている。
- (7) 平成29年6月6日付けで、処分庁が受理した知人が金銭貸借の経緯について記載した書面には、「(前略) 〇〇〇〇様〔審査請求人〕にお店の運転資金を〇〇様〔審査請求人〕のお母様にお借りしました。(中略) 返済はお振込又は持参させて頂いております。(後略)」と記載されている。また、当該書面には知人の記名がされている。
- (8) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇銀行の利用明細によれば、以下のとおり審査請求人から母の口座に振込を行っていたことが確認できる。
- ア 取引年月日が平成26年5月20日、取引内容が振込、取引金額が100,000円、手数料が648円であることが記載されている。
- イ 取引年月日が平成26年6月11日、取引内容が振込、取引金額が100,000円、手数料が648円であることが記載されている。
- ウ 取引年月日が平成26年7月8日、取引内容が振込、取引金額が100,000円、手数料が648円であることが記載されている。

- (9) 平成29年9月19日のケース診断会議記録票から、処分庁は前記(2)から(8)の事実を確認したこと等を受け、以下のとおり対応することとしたことが確認できる。
- ア 母が審査請求人名義でかけていた保険を解約し知人に貸したとする200万円については、今となつては保険料の支払い履歴が確認できないこと等により、母のものであると認める。
- イ 前記(3)のとおり、平成25年10月22日から平成26年7月8日までの間に知人から審査請求人に振り込まれた301,000円については、前記(8)のとおり、300,000円を母に送金しており、手数料として1,944円を支払っていることから費用返還の対象外とする。
- ウ 前記(3)のとおり、平成26年8月28日から平成29年1月26日までに知人から振り込まれた本件入金については、審査請求人が母へ送金していることの客観的資料の提出がなく、確認ができないため、審査請求人の収入と認める。
- (10) 平成29年9月26日付けで、処分庁は審査請求人に対して、本件入金である799,000円から次官通知第8の3の(2)のエの(イ)により各月8,000円(14か月分:112,000円)を超える額である687,000円を返還金・徴収決定額とする本件処分を行った。
- (11) 平成29年12月21日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

### 3 判断

- (1) 審査請求人は、知人に貸した金銭は母のものであって、審査請求人が母に代わって返済を督促し、審査請求人の口座に振込により送金させており、本件入金は母に返金している旨を主張しており、その立証資料として前記2(6)のとおり、母の手紙を提出している。このことから、審査請求人の主張の趣旨は、事実上、母が貸主となって知人に200万円を貸しており、審査請求人は、返済に係る事務の補助をしているにすぎず、本件入金は、審査請求人の収入ではないということであると推察する。
- これに対し処分庁は、前記2(9)のとおり、知人に貸したとする200万円については、母のものであると認めた上で、前記2(3)のとおり知人から審査請求人に振り込まれた金銭については、審査請求人から母に送金された事実が確認できるものを除き、審査請求人の臨時的収入と認め費用返還の対象と判断し、本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 本件についてみると、本件入金は、前記2(6)のとおり、客観的には、知人が審査請求人に宛てた金銭借用証書に基づき借用金の返済として審査請求人の口座に入金されたものであると認められる。したがって、審査請求人は本件入金に係る額の収入があったと認めることが相当である。

なお、前記（１）のとおり、例外的に本件入金が審査請求人ではなく母の収入であると認めるためには、審査請求人には、前記２（８）のように、本件入金に係る額を母に送金した事実の具体的な立証が求められる。しかし、この点に関して、審査請求人は十分な立証を行っていないことから、処分庁が本件入金は審査請求人の収入であると認め、費用返還の対象とした判断に不合理な点はない。

（３）以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子